別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	2057 集-2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 佐久市長　　柳田　清二	（所在地） 長野県　佐久市　中込　3056番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法（E）	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（ ）：森林簿	現況樹種	現況林齢						
1	佐久市　春日	5933-2	2057	い	2ｲ	山林	0.9592	その他広	53	公告の日から	20年	別添1　参照	別添2　参照	別添3　参照	
			2057	い	2ﾛ	山林	(0.2800)	カラマツ	67						
2	佐久市　春日	5928-7	2057	い	3ｲ	山林	0.2820	カラマツ	58						
		5932-1					(0.2200)								
3	佐久市　春日	5931-1	2057	い	3ﾛ	山林	0.0587	その他広	56						
			2057	い	7ｲ	山林	(0.4100)	その他広	56						
4	佐久市　春日	2247	2057	ろ	9	山林	0.0255	その他広	79						
			2057	ろ	16	山林	(0.2600)	その他広	63						
5	佐久市　春日	2246-2	2057	は	1ｲ	山林	0.1420	カラマツ	63						
			2057	は	1ﾛ	山林	(0.2200)	カラマツ	63						
計							1.4674 (1.3900)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の**甲以外の権限者**（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	佐久市 春日	5933-2	2057	い	2イ	山林	0.9592	その他広	53	—	—	—		
			2057	い	2ロ	山林	(0.2800)	カラマツ	67					
2	佐久市 春日	5928-7	2057	い	3イ	山林	0.2820	カラマツ	58	—	—	—		
		5932-1					(0.2200)							
3	佐久市 春日	5931-1	2057	い	3ロ	山林	0.0587	その他広	56	—	—	—		
			2057	い	7イ	山林	(0.4100)	その他広	56					
4	佐久市 春日	2247	2057	ろ	9	山林	0.0255	その他広	79					
			2057	ろ	16	山林	(0.2600)	その他広	63					
5	佐久市 春日	2246-2	2057	は	1イ	山林	0.1420	カラマツ	63					
			2057	は	1ロ	山林	(0.2200)	カラマツ	63					
計							1.4674 (1.3900)							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住所　長野県　佐久市　中込　3056番地　佐久市長　柳田　清二　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住所　[redacted]

（記載注意）

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とする。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

(5) （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１

番号	対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市 春日	5933-2	2057	い	2ｲ	**<経営管理実施権が設定される場合>　※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に１０年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツを２３００本／ｈａ以上の密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設ものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年１回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈、除伐等を実施するものとする。 ○　施業の実施にあったては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行ものとする。 **<経営管理実施権が設定されない場合>　※佐久市による経営管理を行う場合** ○　公益的機能の維持増進のために複層林誘導伐等の施業を実施するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　複層林誘導伐等の施業に必要な場合は森林作業道等を設置し、その維持管理も行うものとする。
	佐久市 春日	5933-2	2057	い	2ﾛ	
2	佐久市 春日	5928-7	2057	い	3ｲ	
		5932-1				
3	佐久市 春日	5931-1	2057	い	3ﾛ	
			2057	い	7ｲ	
4	佐久市 春日	2247	2057	ろ	9	
			2057	ろ	16	
5	佐久市 春日	2246-2	2057	は	1ｲ	
			2057	は	1ﾛ	

別添２

番号	対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　春日	5933-2	2057	い	2イ	**〈経営管理実施権が設定される場合〉※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合**
			2057	い	2ロ	**（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）**
2	佐久市　春日	5928-7	2057	い	3イ	○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。
		5932-1				
3	佐久市　春日	5931-1	2057	い	3ロ	
			2057	い	7イ	○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
4	佐久市　春日	2247	2057	ろ	9	
			2057	ろ	16	**（2　木材の販売収益の額の算定方法）**
5	佐久市　春日	2246-2	2057	は	1イ	○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
			2057	は	1ロ	**（3　伐採等に要する経費の算定方法）**
						○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については施業の実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
						（4　留意事項）
						○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
						○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3　伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
						〈経営管理実施権が設定されない場合〉※佐久市による経営管理を行う場合
						（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
						○　経営管理権に基づき乙が実施する複層林誘導伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
						（2　留意事項）
						○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（経営管理実施権が設定される場合）※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合 <時期> ○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 （支払先）　甲の指定する口座又は甲に現金手渡しにより行う。 **（経営管理実施権が設定されない場合）※佐久市による経営管理を行う場合** <時期> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	2057 集-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 佐久市長　　柳田　清二	（所在地） 長野県　佐久市　中込　3056番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法（E）	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢						
1	佐久市　　春日	5927-3	2057	い	6	山林	0.1508 （0.2600）	カラマツ	62	公告の日から	20年	別添1　参照	別添2　参照	別添3　参照	
2	佐久市　　春日	5916-1	2057	ろ	8ｲ	山林	1.8817	アカマツ	50						
			2057	ろ	8ﾛ	山林	（2.0000）	カラマツ	70						
計							2.0325 （2.2600）								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の**甲以外の権限者**（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	佐久市 春日	5927-3	2057	い	6	山林	0.1508 (0.2600)	カラマツ	54	—	—	—		
2	佐久市 春日	5916-1	2057 2057	ろ ろ	81 80	山林 山林	1.8817 (2.0000)	アカマツ カラマツ	42 62	—	—	—		
計							2.0325 (2.2600)							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住所　長野県　佐久市　中込　3056番地　佐久市長　栁田　清二　印

長野県佐久市長之印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住所　[redacted]

（記載注意）

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とする。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

(5) （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１

番号	対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市 春日	5927-3	2057	い	6	**<経営管理実施権が設定される場合>　※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に１０年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツを２３００本／ｈａ以上の密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設ものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年１回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈、除伐等を実施するものとする。 ○　施業の実施にあったては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行ものとする。 **<経営管理実施権が設定されない場合>　※佐久市による経営管理を行う場合** ○　公益的機能の維持増進のために複層林誘導伐等の施業を実施するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　複層林誘導伐等の施業に必要な場合は森林作業道等を設置し、その維持管理も行うものとする。
2	佐久市 春日	5916-1	2057	ろ	8ｲ	
			2057	ろ	8ﾛ	

別添２

番号	対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　　春日	5927-3	2057	い	6	**〈経営管理実施権が設定される場合〉※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 **（2　木材の販売収益の額の算定方法）** ○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 **（3　伐採等に要する経費の算定方法）** ○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については施業の実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 **（4　留意事項）** ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3　伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
2	佐久市　　春日	5916-1	2057	ろ	8ｲ	
			2057	ろ	8ﾛ	

	〈経営管理実施権が設定されない場合〉※佐久市による経営管理を行う場合 **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　経営管理権に基づき乙が実施する複層林誘導伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 **（2　留意事項）** ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（経営管理実施権が設定される場合）※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合 <時期> ○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 （支払先）　甲の指定する口座又は甲に現金手渡しにより行う。 **（経営管理実施権が設定されない場合）※佐久市による経営管理を行う場合** <時期> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	2057 集-5	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 佐久市長　栁田　清二	（所在地） 長野県　佐久市　中込　3056番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法（E）	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢						
1	佐久市　春日	5915-3	2057	ろ	10□	山林	8.0453	カラマツ	68	公告の日から	20年	別添1　参照	別添2　参照	別添3　参照	
			2057	ろ	10ホ	山林	（1.1800）	カラマツ	68						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の**甲以外の権限者**（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	佐久市 春日	5915-3	2057	ろ	100	山林	8.0453	カラマツ	67	—	—	—		
			2057	ろ	10林	山林	（1.1800）	カラマツ	67					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住所　長野県　佐久市　中込　3056番地　佐久市長　柳田　清二　印

長野県佐久市長之印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住所　[redacted]

（記載注意）

(1)　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とする。

(2)　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)　（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4)　（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

(5)　（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１

番号	対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　春日	5915-3	2057	ろ	10□	**<経営管理実施権が設定される場合>　※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に１０年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツを２３００本／ｈａ以上の密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設ものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年１回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈、除伐等を実施するものとする。 ○　施業の実施にあったては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行ものとする。 **<経営管理実施権が設定されない場合>　※佐久市による経営管理を行う場合** ○　公益的機能の維持増進のために複層林誘導伐等の施業を実施するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　複層林誘導伐等の施業に必要な場合は森林作業道等を設置し、その維持管理も行うものとする。
			2057	ろ	10㈱	

別添２

番号	対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　　春日	5915-3	2057	ろ	10ロ	**〈経営管理実施権が設定される場合〉※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 **（2　木材の販売収益の額の算定方法）** ○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 **（3　伐採等に要する経費の算定方法）** ○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については施業の実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 **（4　留意事項）** ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3　伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 **〈経営管理実施権が設定されない場合〉※佐久市による経営管理を行う場合** **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　経営管理権に基づき乙が実施する複層林誘導伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 **（2　留意事項）** ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
			2057	ろ	10ホ	

別添３

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（経営管理実施権が設定される場合）※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合 <時期> ○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 （支払先）　甲の指定する口座又は甲に現金手渡しにより行う。 **（経営管理実施権が設定されない場合）※佐久市による経営管理を行う場合** <時期> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	2057 集-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 佐久市長　　柳田　清二	（所在地） 長野県　佐久市　中込　3056番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法（E）	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha） （ ）：森林簿	現況樹種	現況林齢						
1	佐久市　春日	5910	2057	ろ	11	山林	1.0334 （1.0300）	カラマツ	69	公告の日から	20年	別添1　参照	別添2　参照	別添3　参照	
2	佐久市　春日	5914-1	2057	ろ	14ｲ	山林	0.3832	カラマツ	60						
			2057	ろ	14ﾛ	山林	（0.4100）	カラマツ	69						
3	佐久市　春日	5914-2	2057	ろ	15	山林	0.1548 （0.1500）	カラマツ	69						
4	佐久市　春日	5915-7	2057	ろ	16	山林	0.1202 （0.1100）	その他広	64						
5	佐久市　春日	5915-6	2057	は	2	山林	0.3232 （0.3200）	カラマツ	64						
計							2.0148 （2.0200）								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の**甲以外の権限者**（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	佐久市 春日	5910	2057	ろ	11	山林	1.0334 (1.0300)	カラマツ	69	—	—	—		
2	佐久市 春日	5914-1	2057	ろ	14イ	山林	0.3832	カラマツ	60	—	—	—		
			2057	ろ	14ロ	山林	(0.4100)	カラマツ	69					
3	佐久市 春日	5914-2	2057	ろ	15	山林	0.1548 (0.1500)	カラマツ	69	—	—	—		
4	佐久市 春日	5915-7	2057	ろ	16	山林	0.1202 (0.1100)	その他広	64	—	—	—		
5	佐久市 春日	5915-6	2057	は	2	山林	0.3232 (0.3200)	カラマツ	64	—	—	—		
計							2.0148 (2.0200)							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住所　長野県　佐久市　中込　3056番地　佐久市長　柳田　清二　印

長野県佐久市長之印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　[redacted]

（記載注意）

(1)　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とする。

(2)　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)　（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4)　（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

(5)　（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１

番号	対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市 春日	5910	2057	ろ	11	**<経営管理実施権が設定される場合>　※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に１０年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツを２３００本／ｈａ以上の密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設ものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年１回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈、除伐等を実施するものとする。 ○　施業の実施にあったては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行ものとする。 **<経営管理実施権が設定されない場合>　※佐久市による経営管理を行う場合** ○　公益的機能の維持増進のために複層林誘導伐等の施業を実施するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　複層林誘導伐等の施業に必要な場合は森林作業道等を設置し、その維持管理も行うものとする。
2	佐久市 春日	5914-1	2057	ろ	14ｲ	
			2057	ろ	14ﾛ	
3	佐久市 春日	5914-2	2057	ろ	15	
4	佐久市 春日	5915-7	2057	ろ	16	
5	佐久市 春日	5915-6	2057	は	2	

別添２

番号	対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　春日	5910	2057	ろ	11	**〈経営管理実施権が設定される場合〉※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合**
2	佐久市　春日	5914-1	2057	ろ	14イ	**（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）**
			2057	ろ	14ロ	○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。
3	佐久市　春日	5914-2	2057	ろ	15	
4	佐久市　春日	5915-7	2057	ろ	16	
5	佐久市　春日	5915-6	2057	は	2	○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
						（2　木材の販売収益の額の算定方法）
						○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
						（3　伐採等に要する経費の算定方法）
						○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については施業の実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
						（4　留意事項）
						○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
						○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3　伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

						〈経営管理実施権が設定されない場合〉※佐久市による経営管理を行う場合
						（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
						○　経営管理権に基づき乙が実施する複層林誘導伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
						（2　留意事項）
						○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（経営管理実施権が設定される場合）※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合 <時期> ○　経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 （支払先）　甲の指定する口座又は甲に現金手渡しにより行う。 **（経営管理実施権が設定されない場合）※佐久市による経営管理を行う場合** <時期> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	2057 集-7	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 佐久市長　　栁田　清二	（所在地） 長野県　佐久市　中込　3056番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法（E）	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha） （）：森林簿	現況樹種	現況林齢						
1	佐久市　春日	5913	2057	ろ	12ｲ	山林	1.3666	カラマツ	60	公告の日から	20年	別添1　参照	別添2　参照	別添3　参照	
			2057	ろ	12□	山林	（1.3700）	カラマツ	69						
2	佐久市　春日	5915-4	2057	ろ	13	山林	0.3819 （0.3900）	カラマツ	66						
3	佐久市　春日	5912-1	2057	は	7□	山林	1.4615 （0.2800）	カラマツ	67						
計							3.2100 （2.0400）								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の**甲以外の権限者**（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	佐久市 春日	5913	2057	ろ	124	山林	1.3666	カラマツ	60	—	—	—		
			2057	ろ	120	山林	(1.3700)	カラマツ	69					
2	佐久市 春日	5915-4	2057	ろ	13	山林	0.3819 (0.3900)	カラマツ	66	—	—	—		
3	佐久市 春日	5912-1	2057	は	70	山林	1.4615 (0.2600)	カラマツ	67	—	—	—		
計							3.2100 (2.0400)							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住所　長野県　佐久市　中込　3056番地　佐久市長　柳田　清二　印

長野県佐久市長之印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住所　[redacted]

（記載注意）

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とする。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

(5) （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１

番号	対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　春日	5913	2057	ろ	12イ	**<経営管理実施権が設定される場合>　※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に１０年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツを２３００本／ｈａ以上の密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設ものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年１回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈、除伐等を実施するものとする。 ○　施業の実施にあったては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行ものとする。 **<経営管理実施権が設定されない場合>　※佐久市による経営管理を行う場合** ○　公益的機能の維持増進のために複層林誘導伐等の施業を実施するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　複層林誘導伐等の施業に必要な場合は森林作業道等を設置し、その維持管理も行うものとする。
			2057	ろ	12ロ	
2	佐久市　春日	5915-4	2057	ろ	13	
3	佐久市　春日	5912-1	2057	は	7ロ	

別添２

番号	対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　春日	5913	2057	ろ	12イ	**〈経営管理実施権が設定される場合〉※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 **（2　木材の販売収益の額の算定方法）** ○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 **（3　伐採等に要する経費の算定方法）** ○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については施業の実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 **（4　留意事項）** ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3　伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 **〈経営管理実施権が設定されない場合〉※佐久市による経営管理を行う場合**
			2057	ろ	12ロ	
2	佐久市　春日	5915-4	2057	ろ	13	
3	佐久市　春日	5912-1	2057	は	7ロ	

	（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○　経営管理権に基づき乙が実施する複層林誘導伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 **（2　留意事項）** ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（経営管理実施権が設定される場合）※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合 <時期> ○　経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 （支払先）　甲の指定する口座又は甲に現金手渡しにより行う。 **（経営管理実施権が設定されない場合）※佐久市による経営管理を行う場合** <時期> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	2057 集-8	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 佐久市長　　柳田　清二	（所在地） 長野県　佐久市　中込　3056番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法（E）	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha） （）：森林簿	現況樹種	現況林齢						
1	佐久市　　春日	2242-6	2057	ろ	17	原野	0.0607 （0.0600）	カラマツ	52	公告の日から	20年	別添1　参照	別添2　参照	別添3　参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の**甲以外の権限者**（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	佐久市 春日	2242-6	2057	ろ	17	原野	0.0607 (0.0600)	カラマツ	52	—	—	—		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住所　長野県　佐久市　中込　3056番地　佐久市長　柳田　清二　印

長野県佐久市長之印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住所　[redacted]

（記載注意）

(1)　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とする。

(2)　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)　（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4)　（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

(5)　（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１

番号	対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　春日	2242-6	2057	ろ	17	**<経営管理実施権が設定される場合>　※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に１０年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツを２３００本／ｈａ以上の密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設ものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年１回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈、除伐等を実施するものとする。 ○　施業の実施にあったては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行ものとする。 **<経営管理実施権が設定されない場合>　※佐久市による経営管理を行う場合** ○　公益的機能の維持増進のために複層林誘導伐等の施業を実施するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　複層林誘導伐等の施業に必要な場合は森林作業道等を設置し、その維持管理も行うものとする。

別添２

番号	対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　春日	2242-6	2057	ろ	17	**〈経営管理実施権が設定される場合〉※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 **（2　木材の販売収益の額の算定方法）** ○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 **（3　伐採等に要する経費の算定方法）** ○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については施業の実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 **（4　留意事項）** ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3　伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

	〈経営管理実施権が設定されない場合〉※佐久市による経営管理を行う場合 **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　経営管理権に基づき乙が実施する複層林誘導伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 **（2　留意事項）** ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（経営管理実施権が設定される場合）※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合 <時期> ○　経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 （支払先）　甲の指定する口座又は甲に現金手渡しにより行う。 **（経営管理実施権が設定されない場合）※佐久市による経営管理を行う場合** <時期> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	2057 集-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 佐久市長　　柳田　清二	（所在地） 長野県　佐久市　中込　3056番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定法		備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（ ）：森林簿	現況樹種	現況林齢						
1	佐久市　　春日	5911	2057	は	8イ	山林	2.6993	カラマツ	59	公告の日から	20年	別添1　参照	別添2　参照	別添3　参照	
			2057	は	8ニ	山林	（0.5800）	カラマツ	52						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の**甲以外の権限者**（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	佐久市 春日	5911	2057	は	84	山林	2.6993	カラマツ	59	—	—	—		
			2057	は	8二	山林	(0.5800)	カラマツ	52					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住所　長野県　佐久市　中込　3056番地　佐久市長　柳田　清二　印

長野県佐久市長之印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住所　[redacted]

（記載注意）

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とする。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

(5) （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１

番号	対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市 春日	5911	2057	は	8ｲ	**<経営管理実施権が設定される場合>　※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に１０年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツを２３００本／ｈａ以上の密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設ものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年１回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈、除伐等を実施するものとする。 ○　施業の実施にあったては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行ものとする。 **<経営管理実施権が設定されない場合>　※佐久市による経営管理を行う場合** ○　公益的機能の維持増進のために複層林誘導伐等の施業を実施するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　複層林誘導伐等の施業に必要な場合は森林作業道等を設置し、その維持管理も行うものとする。
			2057	は	8ﾆ	

別添２

番号	対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　　春日	5911	2057	は	8イ	**〈経営管理実施権が設定される場合〉※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合**
			2057	は	8ニ	**（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）**
						○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。
						○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
						（2　木材の販売収益の額の算定方法）
						○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
						（3　伐採等に要する経費の算定方法）
						○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については施業の実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
						○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
						（4　留意事項）
						○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
						○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3　伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

						〈経営管理実施権が設定されない場合〉※佐久市による経営管理を行う場合
						（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
						○　経営管理権に基づき乙が実施する複層林誘導伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
						（2　留意事項）
						○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（経営管理実施権が設定される場合）※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合 <時期> ○　経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 （支払先）　甲の指定する口座又は甲に現金手渡しにより行う。 **（経営管理実施権が設定されない場合）※佐久市による経営管理を行う場合** <時期> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	2057 集-13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 佐久市長　　柳田　清二	（所在地） 長野県　佐久市　中込　3056番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法（E）	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（ ）：森林簿	現況樹種	現況林齢						
1	佐久市　　春日	5909-2	2057	に	3	山林	0.0679 (0.0700)	カラマツ	60	公告の日から	20年	別添1　参照	別添2　参照	別添3　参照	
2	佐久市　　春日	5909-4	2057	に	4	山林	0.1182 (0.1300)	カラマツ	65						
3	佐久市　　春日	5909-16	2057	に	5	山林	0.0804 (0.0800)	カラマツ	67						
4	佐久市　　春日	5909-5	2057	に	8	山林	0.2735 (0.2700)	カラマツ	67						
5	佐久市　　春日	5915-2	2057	に	2	山林	6.0796 (6.0900)	カラマツ	67						
計							6.6196 (6.6400)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の**甲以外の権限者**（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	佐久市 春日	~~5909-2~~	~~2057~~	に	3	山林	~~0.0679~~ (0.0700)	カラマツ	~~60~~	—	—	—		
2	佐久市 春日	5909-4	2057	に	4	山林	0.1182 (0.1300)	カラマツ	65	—	—	—		
3	佐久市 春日	5909-16	2057	に	5	山林	0.0804 (0.0800)	カラマツ	67	—	—	—		
4	佐久市 春日	5909-5	2057	に	8	山林	0.2735 (0.2700)	カラマツ	67	—	—	—		
~~1~~	佐久市 春日	~~1466404~~ 5915-2	2057	に	2	山林	~~6.0796~~ (6.0900)	カラマツ	~~67~~	—	—	—		
計							6.6196 (6.6400)							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住所　長野県　佐久市　中込　3056番地　佐久市長　柳田　清二　印

長野県佐久市長之印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住所　[redacted]

（記載注意）

(1)　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とする。

(2)　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)　（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4)　（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

(5)　（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１

番号	対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市 春日	5909-2	2057	に	3	**<経営管理実施権が設定される場合>　※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に１０年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツを２３００本／ｈａ以上の密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設ものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年１回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈、除伐等を実施するものとする。 ○　施業の実施にあったては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行ものとする。 **<経営管理実施権が設定されない場合>　※佐久市による経営管理を行う場合** ○　公益的機能の維持増進のために複層林誘導伐等の施業を実施するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　複層林誘導伐等の施業に必要な場合は森林作業道等を設置し、その維持管理も行うものとする。
2	佐久市 春日	5909-4	2057	に	4	
3	佐久市 春日	5909-16	2057	に	5	
4	佐久市 春日	5909-5	2057	に	8	
5	佐久市 春日	5915-2	2057	に	2	

別添２

番号	対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　春日	5909-2	2057	に	3	**〈経営管理実施権が設定される場合〉※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 **（2　木材の販売収益の額の算定方法）** ○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 **（3　伐採等に要する経費の算定方法）** ○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については施業の実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 **（4　留意事項）** ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3　伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
2	佐久市　春日	5909-4	2057	に	4	
3	佐久市　春日	5909-16	2057	に	5	
4	佐久市　春日	5909-5	2057	に	8	
5	佐久市　春日	5915-2	2057	に	2	

	〈経営管理実施権が設定されない場合〉※佐久市による経営管理を行う場合 **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　経営管理権に基づき乙が実施する複層林誘導伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 **（2　留意事項）** ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（経営管理実施権が設定される場合）※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合 <時期> ○　経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 （支払先）　甲の指定する口座又は甲に現金手渡しにより行う。 **（経営管理実施権が設定されない場合）※佐久市による経営管理を行う場合** <時期> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	2057 集-15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 佐久市長　　柳田　清二	（所在地） 長野県　佐久市　中込　3056番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法（E）	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢						
1	佐久市　　春日	2250-4	2057	ほ	2	山林	0.1685 （0.1700）	カラマツ	66	公告の日から	20年	別添1　参照	別添2　参照	別添3　参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の**甲以外の権限者**（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積（ha）（）：森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
1	佐久市 春日	2250-4	2057	ほ	2	山林	0.1685 (0.1700)	カラマツ	66	—	—	—		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住所　長野県　佐久市　中込　3056番地　佐久市長　柳田　清二　印

長野県佐久市長之印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住所　[redacted]

（記載注意）

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とする。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

(5) （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添１

番号	対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　春日	2250-4	2057	ほ	2	**<経営管理実施権が設定される場合>　※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** ○　経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に１０年生以上となるようにするものとする。 ○　主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツを２３００本／ｈａ以上の密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設ものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年１回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○　保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈、除伐等を実施するものとする。 ○　施業の実施にあったては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行ものとする。 **<経営管理実施権が設定されない場合>　※佐久市による経営管理を行う場合** ○　公益的機能の維持増進のために複層林誘導伐等の施業を実施するものとする。 ○　火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　複層林誘導伐等の施業に必要な場合は森林作業道等を設置し、その維持管理も行うものとする。

別添２

番号	対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	
1	佐久市　　春日	2250-4	2057	ほ	2	**〈経営管理実施権が設定される場合〉※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合** **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。 ○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 **（2　木材の販売収益の額の算定方法）** ○　主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 **（3　伐採等に要する経費の算定方法）** ○　乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については施業の実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○　乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 **（4　留意事項）** ○　木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲から預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○　経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3　伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

	〈経営管理実施権が設定されない場合〉※佐久市による経営管理を行う場合 **（1　甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）** ○　経営管理権に基づき乙が実施する複層林誘導伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 **（2　留意事項）** ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
（経営管理実施権が設定される場合）※意欲と能力のある林業経営者に再委託する場合 <時期> ○　経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 （支払先）　甲の指定する口座又は甲に現金手渡しにより行う。 **（経営管理実施権が設定されない場合）※佐久市による経営管理を行う場合** <時期> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。